

低未利用土地等を売却した場合の特例 (100万円の特別控除(措法35条の3)) チェックシート

氏 名

◇ 各質問に対し、「該当する選択肢」、「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

特例の適用を受けることはできません。

1 あなた(売却された方)が売却した土地等は、都市計画区域内にありましたか。

いいえ

はい

2 あなたが売却した土地等は低未利用土地等ですか。

- ※ 低未利用土地とは、居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます(土地基本法第13条第4項)。
- ※ 低未利用土地等とは、低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利をいいます。
- ※ 売却した土地等が棚卸資産の場合は、この特例の適用を受けることはできません。

いいえ

はい

3 あなたが売却した土地等は、平成29年12月31日以前に取得したものですか。

いいえ

はい

4 売却先(買主)は第三者ですか。

- ※ あなたの配偶者や一定の親族、同族会社など特別の関係にある人(会社)に売却された場合は特例の適用を受けることはできません(措令23条の3)。詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

いいえ

はい

5 あなたが売却した土地等の対価(低未利用土地等の上にある建物等の対価を含みます。)は、いくらですか。

- ※ 次の金額の区分に応じ、お進みください。

500万円以下です。

500万円超
800万円以下です。

800万円超です。

裏面に続きます。

表面からの続き

- 6 あなたが売却した土地等は、
- ① 市街化区域又は非線引き都市計画のうち用途地域設定区域*
 - ② 所有者不明土地計画を策定した市町村の区域のいずれかの区域内にありましたか。
- ※ 「用途地域」とは、「第1種住居地域」のような建築物の用途が制限される13の区域です。

いいえ



はい

- 7 あなたが売却した土地等は売却後に利用されているか、又は売却後に利用される見込みですか。

※ コインパーキングとして利用する場合、「いいえ」となります。

いいえ



はい

- 8 あなたが売却した土地等と一筆であった土地から令和3年又は令和4年に分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、令和3年分又は令和4年分でこの特例の適用を受けていませんか。

※ 1つの土地等を分筆して特別控除を受けた場合、その残りを翌年又は翌々年に譲渡しても特例を適用できませんが、翌々々年以降の譲渡や別の物件の譲渡で要件を満たすならば、何度も特例の適用を受けることができます。

いいえ



はい

- 9 あなたが売却した土地等について、交換の特例、収用等の場合の特別控除や事業用資産を買い換えた場合の課税の繰延べなど、他の譲渡所得の課税の特例の適用を受けませんか。

※ 他の譲渡所得の課税の特例と同時に適用を受けることができない場合があります（措法35条の3①及び②三）。詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

いいえ



はい

100万円の特別控除（措法35条の3）の特例の適用を受けることができます。

※ 土地等の譲渡所得に係る特例のため、建物等の譲渡所得に適用することはできません。

特例の適用を受けることはできません。

特例の適用を受けるための添付書類

このチェックシートと次の書類を確定申告書に添付して提出してください。

100万円の特別控除（措法35条の3）の特例の適用に共通する必要な書類		チェック
1	譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】	<input type="checkbox"/>
2	低未利用土地等確認書 ※ 売却した土地等の所在市町村に申請し、交付を受けます。譲渡後にコインパーキングとして利用される場合は、本特例措置の適用対象となりません。その他申請手続等に関する詳細は市町村にお尋ねください。	<input type="checkbox"/>
3	売買契約書の写し等、譲渡の対価の額が500万円（又は800万円）以下であることを明らかにする書類 ※ 売却した土地等が、①市街化区域又は非線引き都市計画のうち用途地域設定区域内、又は②所有者不明土地計画を策定した市町村の区域内のいずれにあるかは、上記2の「低未利用土地等確認書」に記載されています。	<input type="checkbox"/>